

自立支援医療における 所得区分等について

厚生労働省
障害保健福祉部
精神保健福祉課

1. 第21回社会保障審議会障害者部会(平成16年11月)提出資料について

衆・厚生労働委員会質疑における指摘

第21回部会「資料5」の9ページ(→別紙)について、以下のような指摘。

- 指摘① 「医療保険における一定以上所得者と同じ範囲=所得税額年間30万円以上の者」という記述は不正確。
- 指摘② 「所得税額年間30万円以上」に相当する収入は「670万円相当」というのは、自立支援医療の対象になり得る人にまで不安を惹起する記述。
- 指摘③ 「収入」の範囲に、障害基礎年金が含まれている場合と含まれていない場合が混在。

指摘事項に関する背景

指摘①について

自立支援医療における一定以上所得者の範囲は、健康保険の範囲も参考にしつつ検討したものではあるが、制度的には公費負担医療たる自立支援医療固有の基準として設定するものであり、当該記述は、同一の範囲であるかのような誤解を与えかねない表現であった。

指摘②について

「所得税額30万円は収入670万円に相当」は、控除の状況等が各世帯により異なるため、自立支援医療の対象外となる範囲が最大となるよう、厳しめに試算したものである。通常想定される人的控除を適用して試算すると収入800万円程度となるが、試算前提について説明を欠いていた。

なお、自立支援医療の所得区分については、収入ではなく、課税状況によって判定することとしているので、いずれにしても収入額は一定の前提下での参考値である。

指摘③について

「収入」と表記した際に、障害基礎年金を含めたものか含めていないものか注書き或いは表記上の差異を設けていなかった。

試算の前提

1. 基本的考え方

対象疾病等の範囲は基本的に維持しながら医療負担軽減措置が真に必要な者に重点化し、費用負担額についても、新制度の基礎となる医療保険制度や障害者に係る福祉サービスの利用者負担との整合性のとれた仕組みとする。

2. 給付対象者の考え方

① 負担能力の乏しい者の範囲(福祉サービスの利用者負担に係る範囲と同じ)

- 市町村民税非課税(均等割非課税)世帯に属する者(市町村民税非課税Ⅱ)

世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者

※ 税制上の障害者控除や障害年金が非課税所得であること等から、通常の市町村民税非課税世帯よりは実収入水準は高くなる。障害者を含む3人世帯で、障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。

- 市町村民税非課税Ⅱのうち特に負担能力が乏しい世帯に属する者(市町村民税非課税Ⅰ)

市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害者基礎年金2級相当)未満である世帯に属する者

- 生活保護世帯に属する者(及びこれに準ずる者)

② 給付対象外とする一定所得以上の者の範囲

所得ベースで医療保険における一定以上所得者(負担上限が約14万+医療費1%のグループ)と同じ範囲 三 所得税額年間30万円以上の者

↑ 指摘①

指摘②

指摘③

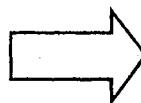
※ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合概ね670万円以上の収入に相当

2. 自立支援医療における所得区分に係る基準について

自立支援医療の負担上限を決定する基準については、従来、所得税額による基準をお示ししていたところであるが、国会審議や地方自治体からのご意見を踏まえ、申請手続の簡素化等の観点から、同一の「世帯」に属する者の市町村民税(所得割)の合計額を基準とすることとする。

<従来案>

所得税非課税相当



<見直し>

市町村民税(所得割) 2万円

所得税額30万円相当



市町村民税(所得割) 20万円

【参考】自立支援医療の対象者、自己負担の概要

- 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であつて一定所得未満の者（対象疾病は従来の対象疾病的範囲どおり）
- 給付水準：自己負担については1割負担（■部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
		市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	(20万≤市町村民税(所得割))
生活保護世帯				
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層※1 負担上限額 10,000円 医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 負担上限額 40,200円	一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			重 度 か つ 繼 続(※2) 中間所得層1 負担上限額 5,000円	一定所得以上(重継)※3 負担上限額 20,000円

※1 ① 育成医療（若い世帯）における負担の激変緩和の経過措置を実施する。
 ② 再認定を認める場合や拒否する場合の要件については、今後、実証的な研究結果に基づき、制度施行後概ね1年以内に明確にする。

※2 ① 当面の重度かつ継続の範囲
 ・ 疾病、症状等から対象となる者
 精神・・・・・・ 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
 更生・育成・・・・ 健全機能・小腸機能・免疫機能障害
 ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 精神・更生・育成・・・ 医療保険の多数該当の者
 ② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。

※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。